

(受水タンク設備・事務所用協定書)

の給水等に関する協定書

昭島市長（以下「甲」という。）と、事業主（以下「乙」という。）
とは、乙が昭島市 町 丁目 番 号に建設する標記の給水等について、次のと
おり協定を締結する。

(給水の方式)

第1条 当該建築物への給水は、配水管から分岐し、乙の受水タンクを介して給水を行うものとする。
なお、受水タンク以下装置の設計及び施工に当たっては「受水タンク以下給水施設の設置基準」(昭
島市水道部基準)を準用するものとする。

(水道メーター等)

第2条 甲は、水道メーター(市貸与)による使用水量の計量、料金徴収等の業務を行うものとする。
なお、受水タンク以下については、乙の責任において行うものとする。

(維持管理等)

第3条 受水タンク以下の給水装置の維持管理は、すべて乙の責任において行い、断水、漏水等の事故の際
は直ちに修理し、常に正常に保つようとするものとする。
2 乙は、受水タンクの水質管理、清掃等については、昭島市給水条例及び同施行規程に規定する基準
に準じて衛生管理を行い、常に正常な水の供給に心がけるものとする。
3 前2項に要する費用は、すべて乙の負担とし、万一事故等ある時は、入居者に周知徹底するもの
とする。

(協定の承継)

第4条 乙が当該建築物を他に譲渡する場合は、この協定を新たな譲受人に承継するものとする。

(協議)

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 昭島市朝日町四丁目23番28号
氏 名 昭島市長

乙 住 所
氏 名